

令和2年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和3年2月9日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和2年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和3年2月9日(火) 午後2時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和3年1月29日(木)
- 5 通知した議題
- (1) 議 題
第1号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について(諮問)
- (2) 報告事項
ア 令和2年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

(委員:13名)

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、渡邊 英雄、西原 清、古城 隆夫、松浦 栄一郎、大谷 誠
(県及び事務局)

農林水産部水産振興課	課長	中村 圭吾
水産振興課 漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	勢登 章司
	主任	伊藤 憲彦
下関水産振興局 水産課水産班	主査	土井 健一
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	宮内 聡
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主任	玖村 武史
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	澁谷 賢司
	書記	藤濱 朋哉

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について(諮問)

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

(2) 報告事項

- ア 令和2年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

澁谷事務局長 　ただ今から令和2年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、13名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 　皆さん、こんにちは。
委員会を開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
令和も3年を迎え、早くも2月となっておりますが、昨年の漁業法改正による漁業制度の大改革を受けて、本日は早速関連する議案が当委員会あてに諮問されているところでございます。
委員の皆様方には、慎重なご審議をお願いするとともに、委員会としても、新制度における在り方を一緒に考えていただけたらと思います。
以上、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

澁谷事務局長 　ありがとうございました。
それでは、委員会の議事進行につきましては森友会長をお願いいたします。

森友会長 　議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、大谷委員と松浦委員にお願いします。よろしいでしょうか。
それでは議事に入ります。第1号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 　事務局の藤濱です。よろしく申し上げます。
資料の1ページをご覧ください。
令和3年2月4日付で、「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。
内容については、水産振興課から申し上げます。

伊藤主任

水産振興課の伊藤です。

資料の 1 ページに 2 月 4 日付の知事からの諮問文を掲載しております。

まずは、資料の 1 5 ページをお開きください。

漁業法の改正により、漁業の許可については、公示許可と継続許可の 2 パターンで運用されています。

本県につきましては、県外の入漁許可については公示許可、県内の許可については、継続許可で運用しています。

県内の許可であっても、新規許可の場合は公示が必要となります。

その根拠が、漁業調整規則第 11 条第 1 項に規定されています。

知事が新規許可しようとする場合には、制限措置を定め、その内容を公示して許可申請を募ることとなります。

その制限措置の内容は、一から六に記載されているものです。

漁業種類、船舶の数、総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格になります。

公示の際には、制限措置の内容をその都度、関係海区漁業調整委員会にお諮りしてご意見を頂戴し、問題がなければ、許可する流れとなります。

参考までに継続許可がどうなるのかということですが、根拠は漁業調整規則第 1 4 条第 1 項となります。

許可を受けている方が許可の有効期間が満了する場合に、引き続き許可を受けている船舶と同一の船舶で許可申請した場合には、必ず許可されるものです。

1 ページにお戻りください。

知事からの諮問ですが、県外入漁に係るものが 6 件、県内許可に係るものが 1 件ございます。

次のページをご説明します。

県外の入漁からまとめてご説明します。

公示番号の 1 番、こちらは、小型機船底びき網の手繰第 2 種えびこぎ網です。大分県からの入漁です。

周防灘 3 県の協定に基づいて入漁隻数を公示するものです。

次に 2 番目です。これも、小型機船底びき網のえびこぎですが、こちらは、愛媛県からの入漁になります。

隻数を 8 0 隻で置いております。

3 番目も愛媛県からの入漁で 3 隻を予定しております。

4 番目がたい・はも・あなごはえ縄でこちらも愛媛県からの入漁になり、1 0 隻を予定しております。

愛媛県からの入漁については、山口・愛媛連調委の合意に基づくものです。

4 ページをお開きください。

先に県外入漁について説明します。

6番目は、福岡県からのいか巣網漁業の入漁です。

7番目も同じく福岡県からのいか巣網入漁です。こちらは、柄杓田以外からの入漁となります。

厚狭地方漁業共励会での合意に基づく入漁となります。

この制限措置は、従前から許可措置したものと内容の変更はございません。

次に県内の許可です。

5番目 雑魚かご1隻です。これについては、11ページにあるとおり、山口農林水産事務所長から新規許可に係る諮問の要請が上がっているものです。

漁業調整上、資源保護培養上の問題はないということです。

12ページに操業区域をお示ししております。

以上で説明を終わります。

森友会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご質問、ご意見はございませんか。

古城委員 雑魚かご漁業の漁具は、どのようなものですか。

玖村主任 山口農林水産事務所の玖村と申します。
雑魚かご漁業は、通称、タコかごとも言われておりまして、かごの中に餌を入れて操業するものです。
各地区において、地元共同漁業権区域内で操業されています。
地元の取り決めでかごの大きさが決められています。

森友会長 よろしいですか。
他にございませんか。

梅田副会長 ちょっといいですか。
新規の許可の関係ですが、地元調整が着いた場合、その都度委員会を開催して、許可するのかどうかお伺いしたい。
例えば、年に3回ほど期限を定めて申請を募るとか、方法があると思が、そのあたりをどうするのかをお聞きしたい。

松永主査 その都度、委員会に諮問することとなると年間何十回も委員会を開催しなければならなくなるため、4半期ごとにまとめて委員会に諮問させていただく予定です。

森友会長 いいですか。

参考図がよくわからない。
あまりにも大雑把すぎる。詳しいものにして欲しい。
他にございませんか。

玖村主任 分かりました。

森友会長 それでは、第1号議案について「原案のとおり適当である」旨を答申することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員、異議なしと認めます。第1号議案については、「原案のとおり適当である」旨を答申することとします。

本日の議題は以上です。次に報告事項が1件あります。

報告事項「令和2年度山口県瀬戸内海海区・愛媛県連合海区漁業調整委員会の結果について」、事務局から報告をお願いします。

藤濱書記 資料13ページをお開きください。

令和2年度山口県瀬戸内海海区・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について報告します。

開催日時ですが、令和3年2月4日、火曜日の14時から開催されました。

開催場所は、山口県庁10階漁業調整委員会室となっておりますが、WEB会議形式で開催しております。

出席者ですが、当海区から森友会長、小田委員、内藤委員、西原委員、古城委員の5名の出席をいただいております。

議題と審議結果ですが、令和2年度における各種漁業の入漁調整について協議されました。

懸案事項である「愛媛県籍船の潜水器密漁」、「山口県はえ縄と愛媛県小型機船底びき網の漁業調整」に関し、愛媛県行政から令和2年度の対応状況について説明がありました。

潜水器密漁については、例年同様の取締体制を敷いた。昨年8月に三津浜密漁グループの主犯格2隻を検挙後、同グループの動きは一時的に鎮静化したということです。

山口県はえ縄と愛媛県の底びきとの調整については、對尾委員の働きかけにより、八幡浜、長浜の金曜日休漁地区の小底は、山口県はえ縄の操業する海域において、12月の土曜日の操業を自粛する方向でまとまりそうであるとの報告がされました。

これを持ちまして、最終的には山口県は愛媛県の入漁を認めることとし、議案は原案どおり可決承認されました。

最後の参考の部分、この連調委では次年度の両県の入漁隻数を協議するものであります。

現在、山口県から愛媛県へ入漁する漁業は、小底2種とはえ縄、愛媛県から山口県へ入漁する漁業は、小底2種、はえ縄、きす流し刺し網となっています。

近年の連調委では、山口県側から愛媛県側に対し、愛媛県籍船の潜水器密漁やはえ縄と小底との操業調整について、取締の強化や県内指導を強く訴えている状況です。

報告は以上です。

森友会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

それでは、事務局からの説明は以上ですが、委員の皆さん、全体を通して、何かご意見、ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で委員会を終了します。慎重なご審議ありがとうございました。

(14 : 18 終了)